

2026年5月15日

各位

株式会社 山形銀行

「投資信託取引約款・規定集」改定のお知らせ

日頃は格別のご高配に預かり厚くお礼申し上げます。

このたび弊社では、累積投資取引に係る取扱変更等に伴い、「投資信託取引約款・規定集」を改定させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 実施日

2026年6月1日（月）

2. 改定内容

- (1) 投資信託の口座開設申込み時に累積投資契約を同時に締結する取扱いに変更
- (2) 投資信託取引の解約事由の明確化

※ 改定内容は、別紙新旧対照表をご覧ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

事務統括部

0120-425-931

受付時間〈平日〉9:00～17:00

以上

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">投資信託総合取引約款</p> <p>第1章 総合取引 (解約)</p> <p>第6条 投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。 <省略>①～⑥</p> <p><u>⑦ お客さまの投資信託口座に一定期間残高がない等、法令諸規則に照らして合理的な理由がある場合など、</u>やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p> <p>第4章 自動けいぞく（累積）投資約款 (申込方法)</p> <p>第35条 <u>お客さまは、当行の投資信託総合取引約款第2条により、投資信託総合取引を申込みことで当行に対し、累積投資取引の申し込みを行ったものとします。</u></p> <p>2 <u>当行は前項の申し込みを受け、直ちにお客さまの累積投資口座を開設します。</u></p> <p>3 <u>累積投資口座開設後、当行より自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託総合取引約款</p> <p>第1章 総合取引 (解約)</p> <p>第6条 投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。 <省略>①～⑥</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p> <p>第4章 自動けいぞく（累積）投資約款 (申込方法)</p> <p>第35条 お客さまは当行所定の申込書に必要事項を記入し、署名のうえ当行に提出し、当行がこれを承諾した場合、ご指定の投資信託に係る契約が締結され、当該投資信託の自動けいぞく（累積）投資口座が開設されます。ただし、すでにほかの投資信託に関し、契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込が行われたものとします。</p> <p>2 お客さまがインターネットにより分配金再投資型ファンドのお申し込みをされた場合は、前項にかかわらず、ご指定の投資信託に係る契約が締結され、当該投資信託の自動けいぞく（累積）投資口座が開設されます。</p> <p>3 第1項ただし書きにもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。</p>